

広島県後期高齢者医療広域連合公印規則

平成19年2月1日

規則第5号

(目的)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の公印の取扱い等に関し別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 「公印」とは、庁名又は職名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、寸法、書体、使用区分及び公印保管者（以下「保管者」という。）は、別表のとおりとする。

2 保管者は、公印の保管及び取扱いについて、所属職員のうちから、公印取扱者（以下「取扱者」という。）を指名することができる。

(公印の保管等)

第4条 保管者及び取扱者は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

2 保管者は、公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに、そのてん末を広域連合長に報告しなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、整理するため、総務課に別に定める公印台帳を置く。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第6条 保管者は、公印を新調、改刻又は廃止するときは、総務課長に合議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 保管者は、公印を新調又は改刻したときは、その事実発生後5日以内に、総務課長を経て、公印台帳に登録しなければならない。

3 保管者は、改刻又は廃止して不要となった公印は、5年間保存しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済みの文書を添えて、当該保管者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により当該保管者の承認を受けたときは、この限りでない。

(印影の印刷)

第8条 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、当該保管者に合議しなければならない。

2 前項による印影の原版は、保管者が保管するものとする。

(電子公印)

第9条 電子計算機を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、当該電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、総務課長に合議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 電子公印を使用する事務の主管課長は、不正使用その他事故を防止するため、当該電子公印について適切な管理等を行わなければならない。

(公印取扱い調査)

第10条 総務課長は、公印の取扱いについて必要があると認めたときは適時調査することができる。

2 前項の規定により必要があると認めたときは、当該公印に関する報告を求め、又は参考書類の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日までの間、この規則中「総務課」とあるのは「事務局」と、「総務課長」とあるのは「事務局次長」と、第9条第2項中「電子公印を使用する事務の主管課長」とあるのは「事務局次長」とする。

附 則 (平成19年3月28日規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月30日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	保管者	個数
広島県後期高齢者医療 広域連合	方 24	てん書	広域連合名をもつ てするとき。	総務課長	1
広島県後期高齢者医療 広域連合長	同	てん書	広域連合長名をも ってするとき。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合長職務代理者	同	てん書	広域連合長職務代 理者名をもってす るとき。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合事務局長	同	てん書	事務局長名をもつ てするとき。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合会計管理者	同	てん書	会計管理者名をも ってするとき。	同	1
広島県後期高齢者医療 広域連合出納員	同	てん書	現金を収納する とき。	出納員	1
広島県後期高齢者医療 広域連合選挙長	同	てん書	選挙長名をもつ てするとき。	総務課長	1